

飼い主のいない猫を増やさないために!



港北福祉保健センター(港北区役所)からのお願い

横浜市では、飼い主のいない猫に一代限りの生を全うさせて自然に数を減少させるために不妊去勢手術の実施と一歩進めた地域猫活動を推進する取り組みをしています。

●不妊去勢手術をしないと...



●飼い主のいない猫の不妊去勢手術をしましょう

猫を捕まえて → 不妊去勢手術 → 元いた場所に戻す

Trap (猫を捕まえて) → **Neuter** (不妊去勢手術) → **Return** (元いた場所に戻す)

耳カット

TNR活動 は、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていくことを目的に、捕獲(Trap)し、不妊去勢手術(Neuter)を施して元のテリトリーに戻す(Return)活動のことです。(環境省「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」)

手術は飼い猫でないことを必ず確認して行ってください。

横浜市では、猫の不妊去勢手術費用の一部を補助します。(補助金額:1頭につき上限5,000円)~詳細はお問合せを

ご存知ですか?

～「地域猫活動」の取り組み～



「地域猫活動」は、地域住民全体で、飼い主のいない猫の不妊去勢手術、給餌、清掃などについて活動ルールを決めて適切な管理をして、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。そのためには、飼い主のいない猫のトラブルに地域住民、市民ボランティア、行政等が協働で取り組むことが大切です。



地域住民の皆様

協



横浜市

働



市民ボランティア

問い合わせ

港北福祉保健センター(港北区役所) 生活衛生課

Tel 045-540-2373

●飼い主のいない猫にエサをあげている方へ

※置きエサやまきエサはやめましょう。

エサを置きっ放しにしていますか？

エサの量は適切ですか？

エサを直接まいて
いませんか？



後片付けをしていますか？

⇒ 置きエサやまきエサをすると、近隣の猫が残飯を狙ったり、カラスや他の動物まで引き寄せ、地域でのトラブルになります。

結果的に猫が地域から嫌われることとなりますので、絶対にやめましょう！

自身の私有地以外でのエサやりは、必ず管理者の許可を得てください！

※エサは時間を決めて、お世話している猫だけにあげましょう。

お世話している猫を
把握していますか？



様子を観察しながら
エサをあげていますか？

●猫の飼い主さんをお願いします



・最期まで責任を持って飼いましょう

・不妊去勢手術をしてください

・首輪と迷子札、マイクロチップ装着など所有者明示をしてください

・屋内飼育をしましょう（ふん尿などによるご近所への迷惑を防ぎ、事故や感染症の危険から猫を守ることができます。）

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、
飼い主の終生飼養と繁殖制限の努力規定
が明記されています（第7条、第37条）

●動物の遺棄や虐待は犯罪です



・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者

→5年以下の懲役または500万円以下の罰金

・愛護動物に対し、みだりにえさや水を与えずに衰弱させるなど虐待を行った者

→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

・愛護動物を遺棄した者

→1年以下の懲役または100万円以下の罰金

「動物の愛護及び管理に関する法律」(第44条)

問い合わせ

港北福祉保健センター(港北区役所) 生活衛生課

TEL 045-540-2373